

## 6 量の見込み・確保方策（主な事業）

概要版

### (1) 幼稚園

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	1号	3歳以上	1,176 人	1,168 人	1,155 人	1,129 人
	2号		264 人	262 人	259 人	252 人
	計 (A)		1,440 人	1,430 人	1,414 人	1,381 人
確保方策	計 (B)		1,490 人	1,490 人	1,490 人	1,490 人
過不足 (B-A)		50 人	60 人	76 人	109 人	117 人

【今後の方向性】 幼稚園については、既存の利用定員で「量の見込み」を確保できる見込みです。

### (2) 保育所

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	2号	3～5歳	1,279 人	1,269 人	1,253 人	1,223 人
	3号	0～2歳	539 人	575 人	607 人	639 人
	計 (A)		1,818 人	1,844 人	1,860 人	1,884 人
確保方策	2号	3～5歳	1,384 人	1,384 人	1,369 人	1,351 人
	3号	0～2歳	816 人	816 人	831 人	849 人
	計 (B)		2,200 人	2,200 人	2,200 人	2,200 人
過不足 (B-A)	2号	3～5歳	105 人	115 人	116 人	128 人
	3号	0～2歳	277 人	241 人	224 人	210 人
	計		382 人	356 人	340 人	338 人

【今後の方向性】 保育所については、市立保育所の利用定員で「量の見込み」を確保できる見込みです。0～2歳は、配置基準による保育士の確保、施設及び設備の整備等を図ります。

### (3) 放課後児童健全育成事業(学童保育)

区分		平成 27 年度	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	平成 31 年度
量の見込み	低学年	873 人	831 人	808 人	791 人	785 人
	高学年	377 人	379 人	373 人	377 人	359 人
	計 (A)	1,250 人	1,210 人	1,181 人	1,168 人	1,144 人
確保方策	計 (B)	880 人	964 人	1,154 人	1,328 人	1,328 人
過不足 (B-A)		▲370 人	▲246 人	▲27 人	160 人	184 人

【今後の方向性】 学童保育については、小学1年生から6年生が対象となり、当面は全小学校区で4年生まで受入できるよう順次整備を進めます。

# 江南市 子ども・子育て支援事業計画

## 1 計画の概要

急速な少子化が進行する中、すべての家庭が安心して子育てできるよう、子ども・子育てをめぐる様々な課題を解決し、子どもの育ちと子育てを地域社会全体で支援していくことが求められています。子どもが健やかに育つために、子・親・地域のみんながつながり、あらゆる取り組みを通じて、保護者がしっかりと子どもと向き合い、喜びを感じながら子育てができるまちづくりを進めていくことが大切になります。



子どもの育ちや子育てをめぐる社会や経済の環境の変化による現状・課題に対応し、子育てしやすい社会にしていくために、地域での子どもや子育て家庭を包括的に支援する新しい支え合いの仕組みを構築することを目的として、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする子ども・子育て関連3法が成立しました。新たな子育て支援の仕組み「子ども・子育て支援新制度」が、平成27年度から本格的にスタートするにあたり質の高い幼児期の教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供を図るために、市町村ごとに「子ども・子育て支援事業計画」を定めて計画的に事業を推進することになりました。

本市では、「子どもの最善の利益」が実現される社会を目指す「子ども・子育て支援法」の考えを基本に、子ども及び子どもを養育している方に必要な支援を行い、妊娠・出産期から学童期に至るまでの家庭を切れ目なく支援することにより、一人ひとりの子どもが健やかに育ち、社会の一員として成長することができる環境を整備することを目的に計画を策定します。

## 2 計画の期間と進捗管理

平成27年度から平成31年度までの5年間を期間として、計画を推進します。計画の進捗管理については、「江南市子ども・子育て支援推進協議会」において、計画の実施状況を評価し、その結果を公表します。



## 3 基本理念・基本目標

社会全体が積極的に子育てに関わりを持ち、次代を担う子どもの健全育成を図ることが、まちの成長につながります。子育ち・子育てに一人ひとりが夢を持ち続けることができる“まち”をめざし、本市の基本理念を定め、基本理念に基づく2つの基本目標のもとに、子ども・子育て支援の施策を推進します。

### (1) 基本理念

『共に育ち、育てあうまちづくり』

### (2) 基本目標

#### 基本目標1 子どもの健やかな成長を支える質の高い教育・保育の提供

すべての子どもの健やかな育ちを保障していくためには、発達段階に応じた質の高い教育・保育及び子育て支援が提供されることが重要です。保護者の就労状況やその他の事情にかかわらず、利用者の立場に立った質の高い教育・保育を受けられる環境の充実に努めます。

#### 基本目標2 地域の子ども・子育て支援の推進

##### ○地域での子育て支援の充実

だれもが、子育てに対する不安や負担を抱え込むことなく、ゆとりをもって子育てができるよう、子育て家庭を対象とした支援の充実に努めます。

##### ○安心して出産・子育てできる支援の充実

乳幼児期は、生涯にわたる人格の基礎と生活習慣を形成する最も大切な時期であり、この時期に良好な親子関係を築くことが大切です。安心して出産・子育てができるよう、関係機関と連携を強化しながら、母子保健事業をきめ細かく実施していくとともに、子育て家庭が自信とゆとりを持って楽しく子育てができるよう、安心して相談や交流ができる場を提供します。

## 4 教育・保育の認定区分

年齢と保育の必要性に基づいて、1・2・3号に区分します。

認定区分	対象年齢	保育の必要性	対象施設・事業
1号認定	3～5歳	なし	幼稚園・認定こども園
2号認定	3～5歳	あり	幼稚園
		あり	保育所・認定こども園
3号認定	0～2歳	あり	保育所・認定こども園・地域型保育事業

## 5 教育・保育、地域子ども・子育て支援事業

教育・保育事業や地域子ども・子育て支援事業について、計画策定のために実施しました「江南市子ども・子育て支援に関するアンケート調査」の結果をもとに、推計児童数、保護者の就労状況及び事業の利用意向等から、認定区分ごとに「量の見込み」を算出し、支援・サービスの量を確保していきます。

### (1) 教育・保育事業

対象事業	事業内容
幼稚園	満3歳から小学校就学までの幼児を教育し、年齢に相応しい適切な環境を整え、心身の発達を助長するための教育を実施します。
保育所	保護者の就労又は疾病等の理由により、保育の必要性が認められる場合、保護者の申込みにより保育を実施します。

### (2) 地域子ども・子育て支援事業

対象事業	事業内容
時間外保育事業 (延長保育事業)	保護者の就労形態の多様化に対応するため、午後7時まで(一部の園では午後8時まで)の延長保育を実施します。
放課後児童健全育成事業	保護者が就労等のため、昼間家庭にいない小学生を対象に遊び等を通じて健全育成を図ります。
子育て短期支援事業	保護者が疾病等により、児童を家庭で養育できない場合、施設等で短期間児童を預かります。
地域子育て支援拠点事業 (子育て支援センター)	子育てに不安や悩みを持つ親に対する相談指導、子育てサークル等への支援、子育て情報の提供など家庭で子育てをする方への支援を行います。
一時預かり事業	保護者の就労や疾病等のために一時的に保育が必要な児童に対して、保育所や幼稚園において一時的な預かり保育事業を実施します。
病児・病後児保育事業	子どもが病気であるために保育所等に預けられない時に、医療機関に併設された施設等で保育をします。
ファミリーサポートセンター事業	育児の援助を行いたい人と援助を受けたい人を会員として組織化し、相互援助活動の紹介を行います。
利用者支援事業	教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報の集約と提供を行うとともに、子どもや保護者が、円滑に利用できるよう相談に応じるなどの支援を行います。
妊婦健康診査	母子保健法に基づき、母胎や胎児の健康確保、妊娠の健康管理の充実を図り、安心して妊娠・出産が能够することを目的に実施します。
乳児家庭全戸訪問事業	乳児のいる全ての家庭を訪問し、子育てに関する情報提供、乳児及びその保護者の心身の状況や養育環境の把握、養育についての相談を行います。
養育支援訪問事業	乳幼児や児童の養育について、支援が必要であると判断した家庭を訪問し、指導助言を行うことで虐待の発生予防に努めます。